



南砺市共同募金委員会 なんとを良くする活動助成要領

1 目 的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域課題の解決および地域福祉の推進を図る「なんとを良くする」事業に助成する

2 対象範囲

社会福祉を目的とする事業を行う南砺市内の法人・団体が、上記目的を達成するために行う市全域対象の令和7年度事業

ただし、地方公共団体の補助を受けて実施する事業、他からの委託を受けて実施する事業などは、助成の対象とならない

3 助 成 額

(1) 1法人・団体につき上限15万円とする

(2) 南砺市社会福祉協議会へは、南砺市共同募金委員会決定額の範囲内とする

(3) ただし、募金の実績額が目標額を下回った場合は、(1)(2)ともに減額する場合がある

4 対象経費

上記目的を達成するために必要な経費

ただし、人件費、旅行に要する経費、役員会・総会・会報発行など、施設や団体の運営に要する一般的経費は対象とならない

5 申請書受付期間

令和6年4月1日(月) ～ 令和6年4月30日(火)

6 申請から決定までの流れ

時 期	内 容
令和6年 4月	助成申請書提出
5月	助成審査
7月	助成内定通知(募金目標額決定)
10月	共同募金運動開始
令和7年 3月	助成決定(助成金額を減額する場合あり)
4月	申請事業の実施(～令和8年3月まで)
6月	助成金の交付 ※南砺市社会福祉協議会は6月と1月の分割交付
令和8年 5月	完了報告書提出

7. 報告書受付期間

令和7年度事業の終了後 ～ 令和8年5月30日（金）

8. 注意事項

共同募金は、皆様が実施する助成事業に対して、寄付者の方々から理解や共感を得ることによって成り立っていますので、以下（1）～（4）を順守のこと

（1）事業の実施要項や開催案内、パンフレット等に共同募金の助成を受けていることを必ず明記すること

表示例「 この事業は、赤い羽根共同募金の助成を受けて実施しています。」等

（2）事業実施の際、共同募金の助成を受けていることを広く周知すること

（3）積極的に共同募金運動に協力し、地域の中で生じている課題や解決したいこと、事業の必要性や期待される効果などを寄付者へわかりやすく伝えること

（4）完了報告書には、事業の様子がわかる写真および共同募金の助成を受けていることがわかる写真を添付すること

9. 問合せおよび申請先

南砺市共同募金委員会

南砺市井波 521 番地

T E L 0763-82-2941 F A X 0763-82-2952